

松前町の国民健康保険の現状と課題

町では、国民健康保険（国保）の課題を町民の皆さんと情報を共有するため、毎回異なるテーマで国保の現状等を連載しています。前回（広報2月号）は、『国保財政と医療費の状況』を掲載しました。今回は国民健康保険税（国保税）について説明します。

国保税のしくみ

国保税は、世帯単位で計算します。年間税額は「表1」のとおり、①～③の合計額となります。

平成30年度の都道府県単位化後は、北海道が市町村ごとに医療費を支払う必要額を示し、各市町村はこれに見合う国保税を北海道に「国保事業費納付金」として支払うこととなります。

このため、町は必要とする国保税を徴収する必要があります。

表1 国民健康保険税の税率と算出方法

区分	加入者全員が課税されます			40歳～64歳の加入者に課税されます	算出税額＝①＋②＋③の合計額
	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分（40歳～64歳）	算出方法	
所得割	11.0%	3.0%	1.6%	加入者の前年分の総所得から基礎控除（33万円）を除いて税率をかけます	
資産割	40.0%	10.0%	10.0%	加入者の課税年度の固定資産税に税率をかけます	
均等割（1人当たり）	21,000円	7,000円	7,000円	加入者1人当たりの額（年間額）	
平等割（1世帯当たり）	25,000円	5,000円	5,000円	1世帯当たりの額（年間額）	
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円	合計額で最高890,000円が限度	

平成27年度の税額は渡島管内で2番目に低い

松前町の平成26年度の国保税は、2億4,995万3千円の収入でしたが、平成27年度は2億3,605万1千円で、前年度を1,390万2千円下回りました。

渡島管内の1人当たり国保税額は、「表2」のとおり、渡島管内平均が9万7,713円であるのに対し、松前町は8万4,431円となっており、渡島管内では2番目に低い額となっています。

一方で1人当たり医療費は、広報2月号に掲載しましたが、渡島管内で一番高い状況ですので、松前町の国保税は、この医療費に見合った税額になっておらず、このことが国保会計の赤字の要因の一つと考えられます。

都道府県単位化後は三方式が標準

町では現在「表1」のとおり、賦課方式を所得割、資産割、均等割、平等割の四方式としていますが、北海道では平成30年度の都道府県単位化後の賦課方式を、資産割を除いた三方式を標準とすることが見込まれています。

安定した医療を確保するため税率等の見直しが必要

厳しい財政状況の中、これからも安心して医療機関に受診できるよう、早急に安定した財政運営を図る必要があります。都道府県単位化を見据え、国保税率の見直しと共に、賦課方式の見直しも併せて進めていく必要があります。

国保は制度発足以来、大幅な改革期を迎えています。新たな制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

表2 平成27年度 渡島管内市町1人当たりの国保税額（調定額）

順位	市 町 村	1人当たりの税額（円）
1	鹿部町	132,172
2	八雲町	114,731
3	長万部町	110,674
4	知内町	101,432
5	森町	98,007
	管内平均	97,713
6	函館市	90,014
7	北斗市	88,003
8	木古内町	86,874
9	福島町	86,024
10	松前町	84,431
11	七飯町	82,479

お問い合わせ 役場 福祉課 ☎ 42-2640